

令和 7 年

第 4 回臨時会

会 議 錄

(第 1 号)

令和 7 年 6 月 30 日

## 令和7年第4回 江差町議会臨時会 (第1号)

### ◎期日及び場所

令和7年 6月30日(月) 11時30分 江差町役場 議場

### ◎議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第2 | 会期の決定<br>〔町長 行政報告〕                        |
| 日程第3 | 議案第1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第5号)について           |
| 日程第4 | 議案第2号 令和7年度江差町公設地方御売市場事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第5 | 議案第3号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第6号)について           |

### ◎会議に付した事件

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第2 | 会期の決定<br>〔町長 行政報告〕                        |
| 日程第3 | 議案第1号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第5号)について           |
| 日程第4 | 議案第2号 令和7年度江差町公設地方御売市場事業特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第5 | 議案第3号 令和7年度江差町一般会計補正予算(第6号)について           |

### ◎出席議員(11名)

議長	萩原 徹
副議長	塚本 真
議員	打越 東亞夫
〃	飯田 隆一
〃	小野寺 真
〃	室井 正行
〃	小梅 洋子
〃	出崎 太郎
〃	大門 和幸
〃	田畠 豊利
〃	増永 一彦

◎欠席議員（1名）

議員 西海谷 望

◎出席説明者

町長	照井 誉之介
副町長	田畠 明
教育長	出崎 雄司
総務課長	岸田 礼治
総務参考事	兵庫谷 友美
総務参考事	伊藤 公一
まちづくり推進課長	布施 順司
財政課長	長尾 恵一
税務課長	竹内 強
町民福祉課長	国仙 孝德
健康推進課長	中澤 敏哉
産業振興課長	畠 竜徳
産業振興課参考事	久保田 栄介
追分觀光課長	宮津 宗治
建設水道課長	岸田 雄治
高齢あんしん課長	畠 明日香
出納室長	岸田 真由美
学校教育課長	秋山 悅子
社会教育課長	安田 臣彦
総務課主幹	森 直彦
まちづくり推進課主幹	明上 真也

(議会事務局)

局長	梅川 年代
書記	木下 和樹

※ベルが鳴る

(議長)

只今の出席議員数は、11名です。

(議長)

定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。

只今から、令和7年第4回江差町議会臨時会を開会致します。

(議長)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(議長)

日程第1、会議録署名議員を指名致します。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、6番、小梅議員、7番、室井議員を指名致します。

(議長)

日程第2、会期の決定を議題と致します。

今臨時会の会期は、本日1日とすべき旨、議会運営委員会委員長から報告がありました。

従いまして、今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日とすることに決定致しました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可致します。

(町長)

議長。

(議長)

町長。

「町長」(行政報告)

北の江の島拠点施設(仮称)道の駅かもめ島整備事業に係る契約締結差止請求事件についてご報告申し上げます。

函館地方裁判所民事部から令和7年6月10日付け訴状の副本及び令和7年6月16日付け訴状訂正申立書の副本が、令和7年6月19日、江差町長あてに送達され受領したところです。

本事件の原告は、江差町字尾山町36、増永一彦、原告訴訟代理人は江差町字中歌町199番地5、法テラス江差法律事務所弁護士 川口智博、被告は江差町字中歌町193番地1、江差町長 照井誉之介とされています。

本請求の趣旨は、1、被告は、北の江の島拠点施設(仮称)道の駅かもめ島整備事業において、設計等事業者との間で設計等業務委託契約を締結し、建設事業者との間で建設工事請負契約を締結し、工事監理事業者との間で工事監理委託業務契約を締結し、及び維持監理事業者・運営事業者との間で運営及び維持管理協定を締結してはならない。

2、訴訟費用は、被告の負担とするとの判決を求めているもので、これらの契約等を締結することは、財政上の問題点、津波発生時の問題点及び主権者の意思との乖離という問題点を考慮すべきであるにもかかわらず、考慮していないことから裁量権の逸脱乱用があるという点で違法であるとしています。今後、訴訟を通じ町の考えを明らかにしてまいります。

次に、寄附採納についてご報告申し上げます。令和7年6月23日、北斗市七重浜7丁目10番8号、矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社、代表取締役 矢口政則 様より、栽培漁業促進のための企業版ふるさと納税として、300万円のご寄附がございました。

矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様からは4年連続同額のご寄附を頂いており、回遊性魚種の資源変動に左右されない当町に適した栽培・養殖漁業を確立するため、豊かな前浜づくりプロジェクトの一環として、本臨時会に補正予算を提案しております。

以上、ご寄附がございましたことをご報告申し上げますとともに、改めましてご厚志に厚くお礼申し上げます。

(議長)

以上で、行政報告を終わります。

(議長)

日程第3、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算案(第5号)について、及び日程第4、議案第2号、令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第1号)については、関連がありますので一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただいま一括上程となりました、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算第5号について、及び議案第2号令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算第1号についてでございます。

今回の補正につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業等に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,599万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億7,757万9千円とするものでございます。

また江差町公設地方卸売市場事業特別会計につきましては、江差町地方卸売市場移転新築事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,283万7千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

はい。それでは、私からは、議案第1号について、補足説明をさせて頂きます。

議案書3ページの補正予算構成表をご覧下さい。

はじめに、“エエ町江差”子育て応援商品券事業です。定例会資料1も併せてご覧下さい。

食糧費やエネルギーなどの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の家計支援として、町内小売店等で利用できる商品券を発行します。

利用期間は商品券発行の日から来年2月28日まで、対象者は本年6月30日から12月31日までの間に当町に住民登録がある、平成19年4月2日以降に生まれた子どもで、子ども1人あたり1万円分の商品券を世帯主へ配付します。対象者数は548名を見込んでおります。

事業実施に係る取扱店の募集や換金等の事務については、江差商工会へ委託します。

補正額の内訳は、江差商工会への委託料のほか、商品券郵送経費を計上しました。

補正額は、729万8千円。財源の国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。

次に、公衆浴場燃料費高騰対策支援事業です。資料2をご覧下さい。

同じく、国の重点支援地方交付金を活用する事業となります。

燃料価格高騰等により厳しい状況が続く町内的一般公衆浴場、松の湯に対し、町民の公衆衛生維持・向上を図る観点から、事業継続のために燃料価格高騰分を支援します。

補正額は、20万円。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料3をご覧下さい。

本事業は、当町における前浜環境や漁業形態に適した栽培漁業を推進する、略称をハマプロとして令和4年度から実施しているもので、行政報告にありましたとおり、本年も矢口港湾建設ヤグチダイバー株式会社様より、企業版ふるさと納税300万円をご寄附頂きましたことから、ひやま漁協江差支所を実施主体として、ナマコ増殖礁50基を設置する町単独補助事業を実施します。

また、増殖礁の二次的な効果として、藻場造成によるブルー・カーボンの取り組みを推進するものです。補正額は、300万円です。

最後に、公設地方 卸売市場事業特別会計繰出金です。資料4をご覧下さい。

かねてより町の懸案だった一般国道228号かもめ島入口交差点改良工事に伴うもので、移転補償対象となった江差町地方卸売市場の新築移転工事にかかる実施設計費を、一般会計から繰り出すものです。

補正額は、550万円。財源につきましては、現時点において、国との補償契約が済んでおらず全額一般財源となっておりますが、契約を締結次第、今後の議会におきまして、補正予算や財源更正等、所要の手続きを提案させて頂きます。

以上、4事業の補正額の合計は、1,599万8千円となりました。財源内訳は記載のとおりです。

私からの補足説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(産業振興課長)

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

私からは議案第2号について補足説明させて頂きます。議案書は15ページの補正予算構成表、資料は7ページからの資料4になります。

先ほど、議案第1号の一般会計補正予算の中でも、財政課長より一部説明をさせて頂きましたように、国道228号江差町かもめ島入口交差点改良工事が実施されることに伴い、姥神町に所在する現在の市場施設が移転補償の対象となっております。

この間、市場を運営する檜山卸協同組合とも、移転先等について協議を重ねて参りましたが、この度、移転先として、町が所有する中歌町の地域振興センター敷地内に新たな市場施設を建設し、運営して行く事で協議が整いましたことから、まずは市場施設の新築工事に係る実施設計費用について、江差町公設地方卸売市場特別会計で補正予算を計上させて頂くものでございます。補正額は550万で、全額一般会計から繰り入れるものでございます。

なお、旧市場施設の解体撤去費並びに新たに建設する市場施設の工事費に関しましては、第3回定例会を目途に、改めて補正予算を計上させて頂きたいと考えておりますので、併せてご理解賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

(議長)

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、順次採決致します。

(議長)

まず、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第5号）について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第2号、令和7年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（1号）

について原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第3号、令和7年度江差町 一般会計補正予算（第6号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

(町長)

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案理由）

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

今回の補正につきましては、北の江の島拠点施設（仮称）道の駅かもめ島整備事業に係る契約締結差止請求事件対応に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、99万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、67億7,857万6千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(財政課長)

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、議案第3号について、補足説明させて頂きます。

議案目次その2、3ページの補正予算構成表をご覧下さい。

北の江の島拠点施設（仮称）道の駅かもめ島整備事業に係る契約締結差止請求事件対応です。臨時会追加資料5も併せてご覧下さい。

本件につきましては、本日の行政報告にて、町長より概要説明いたしました通り、去る令和7年6月19日に受理しました、令和7年6月10日付訴状副本および令和7年6月16日付訴状訂正申立書副本による北の江の島拠点施設（仮称）道の駅かもめ島

整備事業に係る契約締結差し止め請求事件に当たり、本件事件に応訴するための費用として、弁護士着手金及び弁護士出張日当等の他、職員旅費、消耗品費および通信運搬費等の一般事務経費を措置するものです。補正額は99万7千円全額一般財源です。

なお、本件事件に係る弁護士との委任契約に基づく報酬金については、本件事件終了後の支払いとなりますことから、同時に債務負担行為の設定をお願いするものです。7ページの第2表、債務負担行為も併せてご確認下さい。

これで補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。警察行きの案件のため、答弁に限りがあることをご理解頂いて、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第3号、令和7年度江差町一般会計補正予算（第6号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

以上で、今臨時会に付議された事件については、すべて議了致しました。

これで会議を閉じます。

令和7年第4回江差町議会臨時会を閉会致します。

皆さん、お疲れ様でございました。

閉会 11時15分